

昭和六十二年法務省令第七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則

別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第一号、第九条第一項及び第二項、第十七条第二项並びに第六十二条の規定に基づき、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（連邦国家及びその構成単位）

第一条 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の法務省令で定める連邦国家は別表上欄記載のとおり、同欄記載の連邦国家の構成単位で法務省令で定めるものは同表下欄記載のとおりとする。

（法第二条第十四条イに規定する法務省令で定める者）

第二条 法第二条第十四号イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ある者及びその完全子法人（ある者がその

株式又は持分の全部を有する法人をいう。以

下同じ。）又は当該ある者の完全子法人が當

当事者の全部又は一部の発行済株式（議決權の

あるものに限る。）又は出資の総数又は総額

の百分の五十を超える数又は額の株式（議決

權のあるものに限る。）又は持分を有する場

合（当該当事者の全部又は一部が次号に定め

る法人である場合を除く。）における当該あ

る者）

二 当事者の全部又は一部が法律又は定款の定

めによりその業務を社員の過半数をもつて決

定することとされている法人であつて、ある

者及びその完全子法人が当該法人の社員の過

半数を占める場合における当該ある者

の完全子法人が他の法人の株式又は持分の全

部を有する場合における当該他の法人は、完全

子法人と見なす。

（承認の申請）

第四条 法第九条の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、承認を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。

（承認申請書の記載事項等）

第五条 法第十一条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、性別、生年月日、出生地、国籍及び

住所

二 外国弁護士となる資格を取得した年月日、

その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名及び当該外国弁

護士の名称

（承認申請書の添付書類）

第六条 法第十一条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書

イ 資格取得国における外国弁護士としての職務経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行なう業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。）に

関する事項及び法第十二条第二項の規定の適用を受ける場合における当該他の法人は、完全

子法人と見なす。

（法第二条第十五号イに規定する法務省令で定める者）

第三条 法第二条第十五号イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ある者及びその完全子法人又は当該ある者

の完全子法人が他の法人の株式又は持分の全

部を有する場合における当該他の法人は、完全

子法人と見なす。

（法第二条第十五号イに規定する法務省令で定める者）

濟株式（議決權のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決權のあるものに限る。）又は持分を有する場合（当該当事者の全部又は一部が次号に定める法人である場合を除く。）における当該ある者

に定めることとされ、その業務を社員の過半数を占める場合における当該ある者

の完全子法人又は当該法人の社員の過半数をもつて決定することとされている法人であつて、ある者及びその完全子法人が当該法人の社員の過半数を占める場合における当該ある者

の完全子法人が他の法人の株式又は持分の全

部を有する場合における当該他の法人は、完全

子法人と見なす。

（承認の申請の手数料の納付方法）

第七条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外國法事務弁護士共同法人に対して資格取得国との法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に

（承認の申請前の予備審査）

第九条 承認の申請をしようとする者は、その申請の前に、承認申請書及びその添付書類に準じた書類を法務大臣に提出して、予備審査を求めることができる。

（承認を受けた者の届出義務等）

ハ 法第十二条第一項第二号に掲げる基準に

関する事項

ロ 外國法事務弁護士の欠格事由に関する事項

ハ 法第十二条第一項第二号に掲げる基準に

関する事項

ニ 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎に関する事項

ハ 依頼者に与えた損害を賠償する能力に関する事項

ヘ その他参考となるべき事項

二 旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し

四 依頼者に与えた損害を賠償したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類

三 旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し

五 資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十二条第二項の項に該当する場合における当該当事者の全部又は一部が次号に定めた法人である場合を除く。）における当該ある者

の資格を現に保有していることを証する書類

二 依頼者に与えた損害を賠償する能力に関する事項

ハ 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき。

二 事務所を設け、又は移転したとき。

三 事務所の名称を定め、又は変更したとき。

四 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき。

五 原資格国の外国弁護士となる資格を失ったとき。

六 原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。

七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当する者（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

九 法第十二条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

十 誠実に職務を遂行することを誓約する書面

十一 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

十二 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

十三 法第十二条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

十四 法第十条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）に掲げる者でないことを誓約する書面

十五 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十六 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十九 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十一 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十二 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十三 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十四 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十五 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十六 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十九 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十一 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十二 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十三 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十四 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十五 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十六 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

（承認をしないこととした場合の通知）

第八条 法務大臣は、承認をしないこととしたときは、その旨及びその理由を承認の申請をした者及び日本弁護士連合会に書面で通知するものとする。

（承認の申請前）

第九条 承認の申請をしようとする者は、その申

請の前に、承認申請書及びその添付書類に準じた書類を法務大臣に提出して、予備審査を求めることができる。

（承認を受けた者の届出義務）

第十条 承認を受けた者は、その旨及びその理由を承認の申請をした者及び日本弁護士連合会に書面で通知するものとする。

（承認の申請前）

第十二条 法第十二条第一項第二号に掲げる基準に

関する事項

ロ 外國法事務弁護士の欠格事由に関する事項

ハ 法第十二条第一項第二号に掲げる基準に

関する事項

ニ 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎に関する事項

ハ 依頼者に与えた損害を賠償する能力に関する事項

ヘ その他参考となるべき事項

二 旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類

四 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき。

二 事務所を設け、又は移転したとき。

三 事務所の名称を定め、又は変更したとき。

四 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき。

五 原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類

六 原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。

七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

九 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十一 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十二 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十三 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十四 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十五 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十六 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

十九 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十一 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十二 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十三 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十四 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十五 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十六 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

二十九 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十一 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十二 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十三 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十四 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十五 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十六 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十七 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

三十八 法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

（承認申請書の納付方法）

第七条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法の特例）

第十一條 承認の取消処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見

を聽かなければならぬ。

（聴聞の方法）

第十二条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十三条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十四条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十五条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十六条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十七条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十八条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第十九条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第二十条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（聴聞の方法）

第二十一条 法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙



別記様式第一号（第五条関係）

別記様式第一号（第六条関係）

別記様式第三号（第六條關係）

別記様式第四号（第六條關係）

承認申請書		宛 先 (4行×3段)
法務大臣 聞		内に記載したところ で承認したこと。
(原 論)  (ローマ字)  (カタカナ)		
		<input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/> 男
姓	名	年 月 日
(原 論)  (ローマ字)  (カタカナ)		
書類を提出した者の氏名  原 論  羅 漢		日本語の漢字の名称  (原 論)  (ローマ字)  (カタカナ)
書類を提出した者の氏名  原 論  羅 漢		日本語の羅馬字の名称  (原 論)  (ローマ字)  (カタカナ)
私は、以上の内容が事実であると確信する。尚且つ、外國の憲法による公職者 の権利・義務に関する法律を尊重する立場を有する者であることを受けて、同時に自己 権利を認められると共に、自己の権利を保護する権利を有する者であることを承認す る。なお、承認の権利の半は、日本と日本語の権利である。		
年 月 日 (記名)		捺印欄

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

鄂政傳第2號（第六卷開本）

誓 約 書  
SWORN STATEMENT

私は、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第10条において準用する弁

I hereby swear that I do not come under any Item of Article 7 of the Attorneys Act which apply  
merely inasmuch pursuant to Article 10 of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign  
Lawyers.

年 月 日  
 (Date) Year Month Day

署 名 \_\_\_\_\_  
 Signature \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 Name in full \_\_\_\_\_ (Pinyin)

法務大臣  
三月二日

備考：問紙の土木タクは、日本高齢相談会例文をもとること

別動様式第二号（第六条開様）

誓 約 書

私は、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第12条第1項第2号イから

I hereby swear that I do not come under Sub-items (a) to (d) of Item (2) of Paragraph 1 of

年      月      日  
(Date)    Year    Month    Day

署      名      \_\_\_\_\_  
Signature

法務大臣

別動機式第4課 (第六章問題)

誓 約 書

私は、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第9条の規定による承認を受けた場合には、同法第25条の規定による名簿への登録を受け、誠実に外国法務弁護士の職務を遂行することを誓約します。

I hereby swear that I will perform the functions of a Registered Foreign Lawyer truthfully and faithfully after obtaining registration under the provisions of Article 25 of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers when I obtain approval under the provisions of Article 9 of the Act.

年      月      日  
(Date)   Year   Month   Day

署      名      \_\_\_\_\_  
Signature

兵      名      \_\_\_\_\_  
Name in full      (Please)

法務大臣殿  
To: Minister of Justice

別記様式第五号（第十三条関係）

備考 1 標示のない場合は、日本語で記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本規格規格A4番とすること。